第５次きさらづ障害者プランの策定にあたって

１　計画策定の目的

本計画は、「障害者基本法」の規定に基づいて、障害者関係団体、ＮＰＯ等民間団体、事業者団体、地方公共団体等との連携・協力を得て作成する障害者のための施策に関する基本的な計画（＝**障害者計画**）

「障害者総合支援法」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画（＝**障害福祉計画**）

「児童福祉法」の規定に基づいて作成する「障害児福祉計画」からなる

木更津市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

障害者計画

本計画において盛り込むべき内容は大きく分けて、①基本的考え方、②現状と問題点の把握、③体系化された施策と相互の連携方策、④各種施策の課題・目標と具体的な方策、⑤計画の推進体制やフォロー体制などとなっています。

**障害福祉計画**

本計画において盛り込むべき内容は、国の指針にもとづく市の考え方や障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項などとなっています。

**障害児福祉計画**

障害児通所支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項や各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量を盛り込む。

計画の策定にあたってのポイント

◎障害福祉計画等に係る基本指針の見直し

障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定めるものとされており、計画の策定にあたっては、以下のポイントに留意する必要があります。

■成果目標の方向性（国の基本指針）

|  |  |
| --- | --- |
| ①施設入所者の地域生活への移行【継続】 | ・地域移行者数：令和元年度末施設入所者の６％以上・施設入所者数：令和元年度末の１．６％以上削減 |
| ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【見直し】 | ・保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置・精神病床の１年以上入院患者数：10.6万～12.3万人に・退院率：入院後３か月69％、入院後６か月86％、入院後１年92％ |
| ③地域生活支援拠点等の整備【継続】 | ・各市町村又は各圏域に少なくとも１つ整備 |
| ④福祉施設から一般就労への移行等【拡充】 | ・一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍・就労定着率８割以上の就労定着支援事業所：７割以上 |
| ⑤障害児支援の提供体制の整備等【継続】 | ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所設置・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、説明: C:\Users\suyamami\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\TT88SEUY\lgi01b201308220400[1].jpg放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも１か所確保・医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターの配置 |
| ⑥相談支援体制の充実・強化【新設】 | ・相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保 |
| ⑦障害福祉サービス等の質の向上【新設】 | ・研修への参加、市町村及び事業所等の事務負担軽減 |

（注）国の基本指針を考慮しつつ、本市の成果目標を設定